

検討会等名称	当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（第8回）
開催日時	令和4年1月24日（月曜日）13時30分～16時15分
開催場所	県庁 本庁舎3階 大会議場
出席者	◎蒲原委員長、大川委員（Zoom）、大塚委員（Zoom）、小西委員、佐藤委員、 富田委員、奈良崎委員、野口委員、林委員（Zoom）、福岡委員（Zoom）、 大坂氏（オブザーバー：逗子市社会福祉課地域共生係 係長）
問合せ先	共生推進本部室利用者支援グループ
会議記録	以下のとおり

（事務局：道躰参事監）

開会のあいさつ

出欠状況（河原委員欠席）の周知

大坂氏（オブザーバー：逗子市社会福祉課地域共生係 係長）紹介

（蒲原委員長）

それではただいまから議事に入りたいと思います。

また本日も皆さんの協力を得ながら、活発なご議論ができることを期待いたしております。最初に、毎回恒例ですけれども、本日の進め方について時間配分も含めて、大まかなイメージを持っておきたいと思います。次第がありますけれども、本日はここにありますとおり、四つの議題があがっております。

最初に、議題の1として、事例紹介、逗子の大坂さんからご説明ということでございますけれども、この議題の1は、質疑も含めて大体30分程度を予定しております。

その後、議事の2、地域共生社会の実現について、事務局の方から資料が、資料番号2-1から2-3まで三つ用意されているということでございますので、これらについて説明を聞いた後、議論をお願いしたいと思っております。この部分が全体で45分程度を予定しております。

そのあと先ほど話がありました、10分間の休憩を入れたいと思います。

休憩の後、この議事の3の先駆的な施策の積極的な取り入れについて、これも資料をご説明いただいた後、ご議論ということであります。この部分は全体で30分程度を予定しており、最後に議事の4でございます。報告事項となっておりますけれども、前回も議論になりました、意思決定支援の考え方について、事務局から説明をいただいた後、いろいろな意見をいただきたいというふうに思っております。最後の部分が大体25分程度を予定しているということでございます。

以上、皆さんと共有した上で、話を進めたいと思います。それでは早速議事の1に入りたいと思います。本日はゲストスピーカーで逗子市の大坂さんにおいでいただいております。大坂さん、まず冒頭のご説明をお願いしたいというふうに思います。

（大坂氏）

皆様、逗子市の福祉部社会福祉課地域共生係の係長を務めております大坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それではここから座って、ご説明をさせていただきたいと思っております。

この度は神奈川県の皆様、それから、こちらの委員会の委員の皆様、このような場所で、我々どもの実践を報告させていただく機会を作っていただきまして、ありがとうございます。重層的支援体制整備事業の実施についてということで、本日は、我々どもの取組みをお話させていただきたいと思っております。

私ですが、もともと、介護保険のケアマネージャーを、長く務めてまいりました。もともと高齢者福祉の畑の分野で20代から実践を積んでおりまして、ケアマネージャーが一番長く勤めてきました。縁がありまして、逗子市の福祉部、社会福祉課、もともと最初入ったところは介護保険課だったんですが、2015年に逗子市として、地域包括ケアシステムの構築に向けてという目標を掲げて、その際に縁があって採用していただきまして、今、このような形で、個別の実践をもともと積んで参りましたが、今度、制度や政策を作る側に回った、というような形で日々務めております。今日はですね、重層的支援体制整備事業、それから包括的支援体制の構築を目指してということで、本市の取組みをご紹介させていただきます。

まず、本市の概要ですけれども、人口が約5万9000人強ぐらいでございます。その人口の内訳としまして、このような形になっております。いわゆる高齢化の波がかなり早く押し寄せているような形になっております。2025年というふうに、一つキーワードとして言われておりますが、本市においても、もうすでに2025年で問題になるであろうというふうに語られてきたことが、ここ一、二年で、もうすでに訪れているような状況になっております。その部分で顕著なのはやはり高齢化率、それから要介護認定者の多さであると思います。それから、若い方の担い手の不足というのが非常に多く聞かれるようになってまいりました。介護の事業所や福祉の事業所の皆さん、求人を出してもなかなか応募が少なかったりとか、するような状況というのが、起こっておりまして非常に問題であるというふうに考えております。

市の計画ビジョンについてということで、福祉に関しまして市の総合計画でこのように、2015年に決めました。その後、地域共生社会や地域包括ケアに関しましては、いち早く第7期の高齢者保健福祉計画、行政計画の方に位置付けをさせていただきました。この時点で、地域包括ケアを深めてその次の地域共生社会の推進を目指そうというところを、高齢者ケアの実践をベースに、一つ目標を掲げたという形になっております。そのあと、地域福祉計画に追記をするような形で、他機関の協働による包括的な相談支援体制の構築についてというものを書かせていただいております。現在はこちらを中心に取り組んでいるという状況でございます。

具体的に2015年からどのような形で取り組んできたかということ、こちらのスライドでは、お示しをさせていただいております。逗子市で特徴的な部分に関しましては、地域包括ケアの部分でございまして、高齢者の地域包括支援センターを2016年に増設をしたと同時に、市の本庁の方にこの基幹型地域包括支援センターと言いまして、業務委託をしている地域包括支援センターを束ねるような形で、市の大元になるセンターを設置しました。委託業務の質の担保と言いましようか、ケアの質の担保ですね、支援の質の担保を、きちんとやろうということで、このようなセンターの体制にしております。それから、地域包括ケア会議とあって、こちらの委員会のように、多職種や、様々な皆さんと、協議できる場を作ったりとか、個別支援のみならず、生活支援の体制整備ということで、地域づくりにも、この時点から取組みをスタートさせているところでございます。2017年以降は介護保険における地域支援事業というベースを利用して、認知症の方に関することや、介護予防に関することというのを中心に取り組んでまいりました。2020年に、地域共生社会を目指すというところで、高齢者のみならず、障がいをお持ちの方、それから子育て中の方、生活に困窮する方、様々な方を対象にするために、この基幹型地域包括支援センターを地域共生係ということで係化をしまして、所管を社会福祉課の方に移さしてもらいました。それと同時に地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制構築事業という、国のモデル事業に着手をさせていただきました。地域包括支援センターの概要になりますが、地域包括支援センターは先ほど説明した通り、4センター体制で行っておるところでございます。特に専門職が、非常にパフォーマンスしやすい体制を作るとというのが行政の役割かというふうにも思いまして、各センターを公設の施設内に配置をしたりとか、それから週末や夜間の開所時間を延長したりして、市民の皆さんに相談しやすい支援体制のベースを作るような形の工夫なども行っておるところで

ございます。

資料1の6ページは2020年から取り組みを始めています包括的な支援体制構築事業の取り組み状況でございます。地域共生係に、もともと社会福祉士を配置しておりました。私とは別にですね、社会福祉士を配置しておりましたが、高齢者のケアの部分の相談支援にプラス、生活困窮者の支援や、障がいをお持ちの方とか、それから子育て中の方とか、様々なお困り事に対応するというのを一つ、ポイントにしておりましたので、もう1名、社会福祉士精神保健福祉士の有資格者である職員を配置して、体制を厚くさせていただきました。それから、1年間で、この複合化した課題を抱える事例を中心に対応というふうに書きまされたけれども、例えば80代の高齢者と、50代の息子さんや娘さん、といった、いわゆる8050世帯というような事例でしたり、それから、精神疾患を長く抱えていらっしゃる、なかなか社会との接点がなかったような世帯の方でしたりとか、という事例が約30事例ほど上がってきました。そういった中で見えてきたのは、様々な課題を複数有する世帯は、困窮に陥りやすく、なおかつ未然に専門職の窓口につなぐなどの支援というのが早い段階から予防的に必要であるということが見えてきました。それからプラスアルファではあります令和2年度は、我々も非常に大変な年だったんですが、コロナの影響で生活困窮者が非常に増えまして、それまで年間で1桁だったような相談件数が、何十倍というふうな形になりまして、総勢で150件ほどの相談になりまして、家賃の貸付とか、生活費の貸付等の事務非常に追われた年でございます。そのような中で、このような体制を実はスタートさせて見えてきたんですが、今まで潜在化していた複雑な課題を抱えてらっしゃった方というのがコロナの影響で、顕在化したというのが一つ、ポイントだったのではないかなというふうに思います。コロナの影響で、そういった方がですね、支援に結びつく早道になったとか近道になったということが一つ挙げられるかなというふうに思っています。我々どもの相談窓口にも、そのような形で多くの方がご相談に来られまして、そういったきっかけづくりができたというのは、一つ成果だったのではないかなというふうに思っております。

それで、現在ですが、令和2年度に関しましては、モデル事業ということで、市の中で、地域共生係を中心に行って参りましたが、令和3年度からは、各市内の地域包括支援センター3ヶ所ありますが、3センターに同様の機能を付与しまして、相談と、それから他職種との連携と、それから社会参加や地域づくりという、この一連の支援を、市民の皆さんの身近な地域でできるような体制に、この令和3年からはしておるところでございます。

8ページが本市の重層的支援体制整備事業のイメージになります。スライドの上から下に向けて、上は日常生活圏域というふうに書きましたが、市民の皆さんの身近な地域ですね。下の方が、市全体というふうに書いてありますが市全体で、この地域包括ケアと、生活困窮者自立支援事業という一つのインフラを用意しまして、地域共生に資する地域活動や、市民に身近な生活相談等、これを市民の身近な日常生活圏域で受ける体制を整えたというところが一つポイントになってございます。それからもう一つポイントになっているのはこのスライドの右側のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業というのがございます。生活困窮や、それから8050世帯や、引きこもりに関する課題というのは、多くが福祉的なニーズを持っているにもかかわらず、みずから、支援を何と言うのでしょうか、表明しないとか、なかなか潜在的な部分で見えにくい部分がございます。このアウトリーチ等を通じた施策継続的、支援事業は、その方のところに少しずつ寄り添って行って、ドアをノックすることから始めて、関係づくりや困りごとの把握とか、関係づくりからスタートしていこうということで、取り組みを今年度から試行的にはございますが、始めているところでございます。もともと精神科病院のソーシャルワーカーをしている方は、障がい福祉の部分で、このアウトリーチ事業を行っていたという実績もある方がいらっしゃる、県内の方ですけれども、その方の法人に委託をさせていただいて、取り組みを行っていくということで、体制を作っておるところでございます。

実施過程ですけれども、今年度、令和3年度からスタートさせまして、来年度、再来年度と、2カ年で体制整備を進めていきたいというふうに、思っております。計画の策定もそうですが、事業や体制づくりというところでは、やはり、人の確保や、それから、もともとが高齢者のケアを中心にやっていた専門職は多くございますから、他領域の知識や連携づくりというところも、併せて行っていくような形で、体制を構築していきたいなというふうに考えております。

令和3年度から、重層的支援体制整備事業にして何が変わったのかということで、まだなかなか見えにくい部分ではございますが、個人的な見解としてはありますけれども、この3点を挙げさせていただいているところでございます。重層的な支援とは何かっていうことを、やはりいろいろな角度から考えていく必要があるかなというふうに思っております。支援者側の支援体制が、例えば重層的である。地域の身近なボランティアの方や、それを取り巻く専門職の方たちとか、行政とか、という形の重層なのか。

それと、もう一つ言えそうなのは、困っている方が幾重もの、積み重なった困りごとを持っていたりとかして、そういった意味で、重なり合った、重層的である、その重層的な課題をどのように解きほぐしていくかと。こういう二つの視点があるのではないかなというふうに考えておるところでございます。それから、専門職がやはりスキルを上げていく必要というのが、この制度になってかなり浮き彫りになって見えてきたなというふうに、思っています。まずは知識不足であったりとか、それからスキル不足であったりとか、それから連携というキーワードがかなり気軽にもともと使われていたような気がしてきておるところでございます。顔の見える関係づくりというのは、もう随分前から言われていて進めてまいりましたが、顔の見える関係の次に、協働という関係性があるというところで、課題があるのではないかなというふうに考えております。

それから、住民の方の理解の進め方というのも非常にポイントではないかなというふうに思っております。先日、私、社会福祉協議会が実施する、認知症の方の支援を考えるシンポジウムに参加しましたけれども、やはり困っている方が地域にいるんですけれども、その方をどういうふうに包摂的にとらえていくのか、というのが一つの課題ではないかなというふうに思っております。それから説明と同意の意味というふうに書きましたけれども、やはり、丁寧に、制度や仕組みや支援のあり方をご説明して、ご理解を得ていくということが、非常に難しいというか、そこに一つ大きなハードルが、この1年間で、あるなということが、支援の現場や制度づくりの中から見えてきたところでございまして、今後、これらを解きほぐししながら、事業を進めて参りたいなというふうに考えておるところでございます。

若干、時間を超過しまして申し訳ありませんでした。以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(蒲原委員長)

大坂さんどうもありがとうございました。市におけるいろいろな取組みを、経緯も含めてご説明いただきました。それではただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様方から、ご質問等ありましたら、よろしく願います。10分程度、質疑の時間がございますので、よろしく願います。どうぞ、リモート方式の方でも、もしありましたら手を挙げていただければ、願います。それでは、奈良崎委員、よろしく願います。

(奈良崎委員)

奈良崎です。今日はありがとうございました。ちょっと1点質問していいですか。本人さんや関係者に説明するって、制度についてって、こういう時ってどうやって、例えば私は知的障がいなんですけど、知的障がいの方って多分、今、ごめんなさいね、大坂さんの資料って、かなり難しいじゃないですか。本人向けとかは用意されているんですか、っていうのが

1点ちょっと聞きたいんです。

(大坂氏)

はい。私もそれぞれの市民の皆さんの身近な地域に出向いて行って、ご説明をさせていただいています。今回のこの資料を使ってというわけではなくて、もう少し言葉の少ない資料ですね、文字数の少なく、抽象的な資料になりますけれども、それを使ってご説明をさせていただいております。

さらにですね、時間を約30分から1時間程度時間をとって、ご説明をさせていただいておりますけれども、やはりこの制度や仕組み自体が難しい部分というのもございますので、ご理解をいただくには非常に簡単な説明を、分かりやすい説明をする工夫をしても難しい部分というのがございまして、説明をする時には、例えば、役所の職員として行くときに、一緒に担当の方、その専門の担当の方、例えば地域の方々にお話をするのに、社会福祉協議会の職員と打ち合わせをしたりとかして、一緒にご説明に行ったりとか、それから障がい福祉の協議会などで伺った時には、その障がい福祉の担当の方にプラス、要約筆記の方に一緒に行ってくださいとか、手話通訳の方に一緒に行ってください、丁寧にご説明をするとか、というような配慮をさせていただいております。以上になります。

(蒲原委員長)

よろしいですか。それでは富田委員、お願いいたします。

(富田委員)

富田ですけど。重層的支援体制整備事業の実施ってどういうことをやるんですか。ちょっと言葉が難しいんですけど。

(大坂氏)

申し訳ありません。制度と仕組みの中のキーワードでございまして、最後の方のスライドで申し上げたんですが、ここで言っている重層というものがどういったものかということ、改めて、国が示していたりとかする部分というのはあるんですけども、困っている方の身近な部分で、この重層という意味を、改めてきちんと考える必要というのはあるのではないかなというふうに思いまして、一つ言えるのは、困りごとを、幾重にも層状に、たくさん重ねて持ってらっしゃる方。

(富田委員)

重層ってどういう意味ですか。

(大坂氏)

例えば、障がいをお持ちの方が、高齢になって、障がいがあるところにプラス、介護の必要性が出てくるとか、そうすると、今度は、その方のご家族の方はもう実は高齢であったりとか、ということで、困り事が幾つも重なっていく可能性がある、ということでございましてね。そういった意味合いでの重層的な部分についての支援の必要性があるのではないかなと、こういうふうに考えておるところでございます。

(富田委員)

どうもありがとうございました。

(蒲原委員長)

どなたか、他にありますか。それでは、林委員よろしくお願いいたします。

(林委員)

三浦しらとり園の林でございます。ちょっと本日は会場に行けず申し訳ございません。大坂さん貴重なお話ありがとうございました。三浦しらとり園は、横須賀市にありますので、逗子市さんとはお隣同士ですので、実際に、逗子市のお住まいの方が、三浦しらとり園に入所している方とか、短期入所を利用していただいている方もいらっしゃいます。

今回は、逗子市の中の支援体制整備のお話でしたけれども、市を越えた連携ですとか、そういう支援体制について、お考えのあるところがありましたら、教えていただきたいと思えます。以上になります。

(大坂氏)

ありがとうございます。今回の報告は逗子市内の体制整備ということでご説明をさせていただきましたけれども、圏域を超えたということで現在、取り組む必要があるのではないかなというふうに考えているのが、精神疾患や精神障がいのある方の支援という部分では、例えば市内には精神科病院等がございますので、圏域を超えたという意味では、保健所圏域内で取組みを進めていく必要があるのではないかなというふうに思っています。市内でどうしても、資源に限りがございますので、市を越えた部分での連携や協働というのが必要であるというふうに考えておまして、各地域包括支援センターでもですね、保健所と連携したりしながら、もうすでに症例に基づいた話し合いを始めていたりとか、ということに、取組みをスタートさせているところがございます。以上になります。

(蒲原委員長)

よろしいでしょうか。

(林委員)

私たちの横須賀三浦地区は、必ずしも資源が豊富とは言えない地域だと思いますので、是非、私たちも、協働までできるように、まずは顔の見える関係で、いささせていただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(大坂氏)

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(蒲原委員長)

大体よろしいでしょうかね。それでは、いろいろどうもありがとうございました。この話は、もともとこの委員会では障がいのある人の暮らしという観点で共生ということをやっておりますけれど一方で、地域共生社会づくりという流れがあるので、その二つがうまく合うようなことでこれから、今日の話を参考にしながらやっていきたいと思えますし、特に地域包括をベースにやられているんですね。地域包括をベースにするためにはそこに障がいとか子どもとか、いろいろなことを分かってもらわないといけない、という形もあると思うので、そんなところも、これからまたよく勉強しながらやっていきたいというふうに思えます。

大坂さんどうもありがとうございました。大坂さんは最後まで出席いただけるということでございます。また次の議題にも関係いたしますので、どうぞ引き続きよろしく願いしたいと思えます。

それでは今の話題とも関係いたしますけども、議事の2に進みたいと思えます。まず事務

局から資料説明を聴取したいと思いますので、事務局、よろしくお願いします。

(事務局：臼井意思決定支援担当課長)

〔資料 2-1、2-2、2-3、参考資料 2 に基づき説明〕

(蒲原委員長)

ありがとうございました。それでは、資料についてご説明がありましたので、いろいろ意見交換を行いたいと思います。それでは、小西さんから、今、手が挙がりましたので小西委員よろしくお願いします。

(小西委員)

すいません。共生社会の実現についての資料 2-1 の地域包括ケアシステムの対象拡大です。

システムづくりもいいと思いますが、利用できなければ意味がありません。地域の中には様々なサービスを利用ができる場所があっても、家の人と、一緒にサービスを利用できる人もいれば、人に話すことが苦手だと思うように伝わらない、自信が持てず、利用ができない人もいます。そういう人たちが利用できるようにするためには、必要なときにサービスに結びつけてくれたり、相談に乗ってくれる人が必要です。

昔はケースワーカーがよく来てくれて話をしてくれました。最近はそういう機会も減りました。きちんと関わってくれないと、仲間たちが孤立してしまいます。一緒に考えたり、悩んだりしてくれて、自分のことを理解してくれる存在が必要です。施設に暮らす人の、仲間も応援してくれる人がいますか。会いに行ったりする人がいますか。施設に暮らす仲間も利用できるシステムを作ってほしいです。前回も話しましたが、医療では施設の仲間が、救急対応が必要になったときに、障がいを持っていることを理由に病院から断られていることがあります。繰り返しになりますが、仲間たちの命を守るためにも、誰もが安心して医療を受けられるようにしてほしいです。終わります。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。やはりもちろんシステムも大事ですが、最終的にはちゃんとサービスにつながるということが大事だということ、貴重なご意見というふうに思います。

それでは富田委員、よろしくお願いします。

(富田委員)

たびたびすみません、富田ですけど。相談員の方って随分少ないんですね。計画相談の方って。ちょっとびっくりしました。兼任している方もいらっしゃるって聞いたので。自分はちゃんと計画相談の方がいます。3ヶ月にいったん必ずモニタリングしています。もし、その相談員から連絡がなかったら、今度いつやりますかということ自分から連絡します。なかなか向こうが忘れることもあるので、なるべく自分からも言っています。あと、こういうことをやりたいとか自分の思いは、必ず言っています。僕の使っているその事業所と施設の職員とも話し合っています。

あとヘルパーステーションの責任者とは、いい感じでやっているの、自分としてはちょっと安心してますね。でも少ないのはちょっと困りますよね。それからピアカウンセリングを行うというのが書いてありましたね。これは、これからやった方がいいと思います。ピアカウンセリングはやっぱり、仲間のことを聞くってことですよね。僕も実際毎日やっていますけれども、施設の仲間が、職員の次に、自分のところに来ます。毎朝、もうそれが日課になっています。僕にとって、人数を数えきれないほど来ます。十数名以上ですかね、施設の中で話す人が。もう1人いて、この前、彼が言っていました。富田さんと話したいから納

品に行くんだよとか、それは職員に頼んでいます、最近。それでいいと思うんです。やっぱりピアカウンセリングっていうのは必要だと思います、僕もあつたら研修したいですね。ピアカウンセリングのを。以上です。

(蒲原委員長)

今、出ていますが、一つはやっぱり相談支援の事業者、あるいはやる人がなかなか確保されてないという話が、そこはやっぱりいろんな研修とかできちっとやっていくと、あとはピアの話ですよ。是非またいろいろ考えてほしいと思います。ありがとうございました。それでは佐藤委員、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

委員の佐藤でございます。遅れて申し訳ございません。相談支援体制の充実については、後でおそらく、福岡さんがいろいろとお話になると思いますが、非常に素人的なところで言いますと、単価設定が低過ぎてですね。仕事をすればするほど食えなくなるという、そういう状態では誰もやらないですよ。そういう単価設定をしたのは蒲原さんが作ったということなんでしょうけれども、そこを変えなきゃいけないっていうのが一つあると思います。

もう一つは、おそらく同一法人の中で相談支援をやっている人が多いと思うんですけども、要するに法人の中でなんとか支えようというわけですよ。そうでなかったら、違う法人で何かサービス提供できるかという、なかなかできない状態があって、サービス提供の対象がなかったら、計画なんてできないですよ、っていうことですよ。つまり、地域の中の社会資源が余りにも少ないという、あるいは連携が少ないという、そういう状況がある中で、計画なんて立てられないよねっていう、そういう状況があるということで、これをひっくり返すには、やっぱり地域連携ですよ。社会福祉法人のそれぞれの連携が取れないと、計画なんてなかなかできないよねっていう、そういう話になるんだらうと思います。そこをやっぱり直視して、地域連携を取ると同時に、単価設定を変えるということを考えないと、この相談支援体制の充実というのは、なかなかできないだらうなあとというふうに思っております。これは、神奈川だけではなくて、全国的な話だというふうに思いますし、それを作ったのは蒲原さんだという、そういうふうに私は思っております。以上です。

(蒲原委員長)

単価設定の話は確かにもう、国の話になってくるので、この県の検討会の中でやはり、そういう問題は指摘をしていくということと、併せて、そうした中でどういう取組みが、県レベルでできるかという二つに分けて、整理していくのがいいかなというふうに思いました。先ほど名前が出ましたけれども福岡さん、今、佐藤さんからも名前が出ていますけれども、相談支援の関係は大変造詣が深い福岡さんの方から、相談支援を含めて幅広く何かございましたらよろしくお願いします。

(福岡委員)

うまく包括的にしゃべれるか分からないんですが、またしても豪雪地帯の雪国からリモート参加で申し訳ございません。嬉しいのは、ここに、主任相談支援専門員のネットワークを作るとか、連絡会議をやるとか、あるいは自立支援協議会が中心になって各県域とのつながりっていう取組みをやってはどうかという提案があって、私はこういうゼロ予算でやれることは、いいと思ったら、もう、今月にでも始めてほしいと思うぐらいです。仮に公式でないにしても、何とか神奈川県全体の相談支援体制を強化したいと思ったら、どこかが音頭を取って、そういうふうに悩んでいる方たちのキーパーソンを集めるはずですよ。おそらく、ここ

に書いてある主任相談支援専門員とか各圏域で、形骸化しない自立支援協議会を運営しているところっていうのは、必ずその地域には誰かいるんですよ。まずはそういった方たちに、とにかく協働するんだと、集まってもらうんだと、どうしたら事業者が増えるんだ、報酬だけの問題じゃないだろうと。報酬の話は、報酬の話として、そういうことを、私はとにかく年度内でもいいから1回やるぐらいの覚悟で、何ていうかな、こういうのは提案じゃないんですよ。必要と思ったらやるはずなんですよ。

ちょっと、生意気なことをしゃべりましたが、例えば相談支援専門員が少ないのは全国どこもそうかもしれないけれども、もう、ほぼすべてのサービスを使う方たちで相談支援専門員がついている、ある種100%、まあ、モニタリングの頻度や何かはわかりませんよ、でもそういうことを取り組んでいる県っていうのはあちこちあるわけで、それはいつから始めたんだって言ったら、例えば長野だったら平成23年から、毎月、県のそういう相談のキーパーソンが県庁に集まって、どうするどうするっていう、全県を回って、オルグ活動とかしてきたの成果なわけですよ。そうなってくると、もう、計画相談がスタートして10年経っているわけです。その間、神奈川もすごく頑張った。ただ神奈川は資源も多いし、事業所も他県からすればすごく多いし、あるいはケースワーク能力もすごく高かったので、相談支援っていうことについて、熱く取り組むよりも、基盤的なもっと別なプラットフォームがあったかなあと私、推測もするんですけれども、過去のことを振り返るよりも、私はこういうような集まりを作るっていうことを、すぐにでも、ゼロ予算でやれることは始めてもらいたいというのが一番の願いです。

包括となると、多職種連携とか超職種連携とか様々な分野の協議会がさらに連携し合っていくという話になるんですけれども、長野でも平成27年から29年度まで、地域生活支援拠点を中心に障がい者分野の包括体制を作ろうというので、3年間、取り組んだ経過があるんです。それぞれの分野で、包括連携の実態的な風景を作っていなければ、さらなる包括を作っても、結果的には問題は先送りになっていくだけだという実感があるんです。おそらく生活困窮、高齢、精神、あるいは様々な分野で包括、包括っていうのはありますけども、包括っていうカテゴリーが広がる中で、そこに溶かし込んでいけばいいんだっていう話ではなくて、それぞれの分野がちゃんとそれぞれの分野で包括的な支援体制づくりで頑張ったのかっていう、ある意味でのその成果がないと、さらなる包括を作っても、実態的には、やっぱり形骸化するっていう実感があるんです。

長野ではやっぱり一人一人の相談をもう1回振り返りながら、リスクの高い方、厳しい方、今から予防的な支援をしていかなければ今後厳しくなる方、そういった方たちに対してのそのリスクプランとか、あるいは予防プランみたいなものを1個1個作りながら、一人一人にさっき言った重層的というか、多職種連携的な取り組みをするっていうのが、その3年間の取り組みだったんです。とりあえず長野はそれが障がい者分野の包括、障がい者分野の包括支援だってふうな思いで、今度生活困窮とか、他領域の包括の方に、一緒に入っていこうっていう、志なんです。

そういう意味では早く、もう分かっていることは早く、地域生活拠点にとっての実態的な包括をどうやっていくんだ、もう集めることが必要だ、と思うんだったらもう、来月でも集めたいと思わないだろうか、というような行動みたいなものがあつたらいいなあと、ずっとこの会議を通じて思っているところです。大体そんな感じです。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。一つはもちろん予算のお金も大事けれども、ゼロ予算でできることもあるということと、最後の方おっしゃいました通り、まず、地域の現場でいろんな動きが出てきてそこから走り始めていくというようなことだったというふうに思います。その意見も踏まえながら、ぜひこの辺りを深めていきたいと。

では小西委員、よろしくお願いします。

(小西委員)

ピープルファースト横浜の小西です。これ、自分の個人的な話になります。

相談支援体制の充実について。兄は数年前一人でひっそりと亡くなりました。兄にも伴走して、サポートをしてくれる人がいてくれれば、死なずに済んだのかもしれない。

以前も話しましたが、最期に兄の顔を見ることが許されませんでした。

自分の子どもときのアルバムは役所の人に全部、処分されました。思い出のアルバムや記録は全く残っていません。

兄や自分や家族全体のことも心配してくれる、気にかけてくれる支援者がいればこんなにつらい思いをせずに済んだかもしれません。

19歳の頃、住んでいた家の隣に親切なおばさんがいました。いろいろと相談に乗ってもらったり、手続きが難しかった父の代わりに手続きをしてもらったりしました。今思えば、とてもありがたいことです。

隣のおばさんはよく会いに来てくれました。人のことを信じることは簡単ではありません。

だからまずは困っている人がいたら、会いに行ってください。お互い安心しあったり、不安に思ったり、心配したり、我慢したりすることもあります。諦めずに関わり続けることが大切です。終わります。

(蒲原委員長)

はい、ありがとうございます。相談支援事業者というところよりも、もう少し幅広くですね、いろんな人等と関わっていく中でいろいろ相談するというお話だったかというふうに理解をいたしました。

佐藤委員、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

委員の佐藤でございます。

一般論としていろんな議論をするということはこの相談支援については非常に重要だと思いますし、議論し始めると、福岡さんがいろいろしゃべるだろうというふうには想像するんですけども、神奈川県の話ですので、神奈川県の話として申し上げますと、例えば中井やまゆり園という神奈川県の直営県立施設がございますが、相談支援事業も委託を受けているわけですね。

ところが、その中井やまゆり園の中の相談支援というのは、その事業としてはやっていないわけですよ。だから、相談支援事業をやる専門職が何人かいるんですけども、中井やまゆり園、それ自体については見ていないっていう、そういう事態に今あるわけですね。このおかしさですね。

いろいろなことは、やっているんだけどみんながちぐはぐで、何も動いていないという。結局、利用者さんは、何も見てもらえないという、そういう状態が現実として出ているわけです。これを神奈川県としては何とかしなきゃいけないと。そういう話が今出ているんだと思うんです。

一般論として相談支援事業をどうするかっていう話じゃなくって、神奈川県は県立施設の利用者の相談支援をどうするかということが今課題になっているということであって、相談支援をやる事業所があるんだけど、実は利用者には全然手が届いてないと。そういう事態に我々はどういうふうに目を向けていくのかということが重要なんだと思います。以上です。

(蒲原委員長)

はい。ちょっと事実関係ですけど、そうすると、中井やまゆり園の人に対する相談支援は、その県の事業所はやっていなくて、誰かがやっているのか。いないということはないと思うんですけど。

(佐藤委員)

その事実関係はよく分からないんですが、中井に少し関わっていますので、中井の中でそういう状態が起きているなということは分かりますけども、誰が相談支援やっているのかっていうのは全然分かんないですね。他の県立施設もそうです。

セルフなのか何なのかよく分かりませんが、外部の目は入っていないということなので、これをまず充実しないといけないというふうに思っております。

(蒲原委員長)

結構大事なところなので県の担当の方、ちょっとご説明をお願いします。

(事務局：吉田県立障害者施設指導担当課長)

障害者施設指導担当課長の吉田です。

簡単に言いますと、中井やまゆり園は直営ですので、相談支援事業をやっておりません。

個々の利用者が、相談支援事業所と契約していたり、またセルフということでやっているケースはございます。ただ、佐藤委員が、今この場でご指摘されたかったことは、相談支援事業所と契約してはいるものの、なかなか施設に入所してしまうと、もうそこでそれ以上の議論がなかなか発展しない。ある意味、施設の入所で終わってしまっているような状況がある中で、そういったところをどう変えていくべきなのかというところは、相談支援事業を議論する中で、非常に大事ではないかというご指摘と承りました。私からは以上です。

(蒲原委員長)

いいですか。ちょっと何か少しあれば。

(佐藤委員)

神奈川県はの会議なので、改めて中井について言いますけれども、神奈川県は、中井について、非常におかしなことが行われているっていうことを、各市町村に通報した。通報というか情報提供したわけですね。ところが、その情報提供を受けた各市町村の中で、施設を見に来た市町村が1ヶ所しかないというですね。見にも来ないし、調査もしない。要するに県立施設がどのような状態になっているかというところ、県立施設がもう孤立しているわけですね。孤立する中で相談支援なんか何もないですよ。誰が相談を聞くの、誰が計画を立てるの、と。

おそらく法定の設備ですから、法律上の書類は整えてあると思いますけれども、実際にそこで暮らしている当事者の生活を見るっていう、それも外部から見ると人ほとんどいない状態に、今神奈川県はの県立施設はなっているということなんですね。これが一番の問題だと思うんです。

だから、神奈川県はの県立施設が孤立した状態、社会から孤立しているっていう状態を改革しないといけないと。これが今の課題だと思っています。

(蒲原委員長)

分かりました。こういうことですね。だから形式的にはもしかすると相談支援事業があるかもしれないけれど、実質的な意味でいうと、なかなかそこまでされてないというようなご

指摘だと思いますので、その話はまず県立施設としても大事な話です。もしかすると一般の入所施設でも同じようなことがあるかもしれないという意味では、実質的な相談支援を施設の利用者にどうやるかという、こういう問題としてきちっと考えていくというようなことだというふうに、今の、まだ解決策はまだですけども、問題認識としては共有していくということじゃないかと思います。

それでは奈良崎さん、ちょっといいですか。関連しているような気がするんで、今手を挙げた大川委員ですかね。是非よろしくをお願いします。

(大川委員)

大川です。今佐藤先生がご指摘した部分と重複する部分もあるんですけども、やはり福岡委員がおっしゃるように、必要であれば集まる必要があるんですね。その時に、当事者抜きで集まっているのではないかっていうのが、今中井やまゆり園を見ていて感じていることです。

例えばですね、身体拘束、居室施設という情報提供を市町村にしているんですけども、誰も本人に会いに来てないんですね。また、サービス等利用計画を、拘束がなくなっていくための暮らしであるとか、そういったものが書き換えられてない状況で、もう10ヶ月とか経っているわけですね。このことというのは、もう仕組みの問題ではなくて、小西委員も言っているように困っている人がいたら、まずそこに行くんだと。そういったものが我々の中ないと、例えば支援者だけで集まってネットワークを作っています、みたいな形骸化していくんですね。やはり我々は必要な人のために、必要な人がいるのであれば、そこに集まっていくんだと。

入所施設からしたら、我々てらん広場は、相談支援専門員は、てらん広場以外の地域の方にやってもらっています。それはやはり地域に戻っていくためには地域の間とやりとりをしていくしかないんですね。その方が施設の暮らしを見ながら、一人一人の可能性であるとか、本当は地域じゃ暮らすことができないと諦めてしまったんだけど、でも本当はもっとこう、可能性あるんだと、こんなに頑張っているんだ、頑張れるんだと知ったときに、地域って変わってくんですね。

そういった意味で、地域にしっかりと相談支援専門員がいなければならないっていうのと、やはり本人と会っていただきたい。また市町村のケースワーカーも、自分たちの仕事ではないと言い切るのではなくて、やはり虐待の恐れがある、非常に深刻なケース。しっかりとセーフティーネットとして、ご本人に会ってほしいなど。

そういった中で、今後の人生というのをみんな考えていく。そういった集まりをですね、12月ですかね、てらん広場の方で何名か、中井やまゆり園の方の話し合いをさせていただいているんですけども、それは本来は、中井やまゆり園が主導となって、しっかりと進めてもらいたい。また、県立施設なので、県庁の方も情報提供して終わるのではなくて、しっかりとどういう状況が起きているのかというのは、みんなで見守ってほしい。でないと入所施設が孤立してしまって、入所施設単独では改善できない問題がたくさんあるんですね。

そういったものを今まで議論してきていると思いますので、もう実践する時だと我々は思っていますので、ぜひ、身体拘束をされている方々の暮らしについて、しっかりとみんなで見てください。また中井やまゆり園も見てもらえるような体制を作ってもらいたいと思っています。以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。大事なご指摘だと思いますので、またいろいろ考えていかなきゃいけないと思います。それでは、奈良崎委員、先ほどから手が挙がっていますので、よろしくをお願いします。

(奈良崎委員)

すいません。奈良崎です。佐藤さんと大川さんの話はすごく分かるんですけど、相談ってすごく難しいテーマだと思うんです。というのは私たち知的障がいの仲間って一部の仲間は、相談事業所にちゃんと福祉サービスとして受けている仲間も多いんですけど、中には私みたいに受けてない仲間もいます。っていうのは私たちは支援者がいるからそっちにみんな、流れちゃう仲間も多いんですね。それを皆さんに考えてもらいたいっていうのが1点です。

それでやっぱり入所施設は本当に相談事業所、私はすごくいろんな全国の施設のちょっとお邪魔をすると、やっぱり相談ってすごく下手だなあといいながら見ています。それは何でって言うんですがやっぱり佐藤さんや大川さんの言う通りです。本当に施設の人って風がないんですね。私たちが入ってもお邪魔しますって、堂々と施設には入りません。わざわざ何の理由です、こんなことで話を聞かせてくださいってわざわざ職員に通して、本人に聞くから、そんな悪いけど直接本人に聞きたいから、本人に直接会わせてって私は、毎回邪魔するとそういうふうになると、何かすごく職員の目がすごいなんか、ピカピカって光っているように、何か目つきが悪いなと思いつつも行くんです。まずは本当に、施設に私達当事者がどんどん入れるペースで、本人の声を聞いて、本人同士のピアカンが大事だと私は思うんですけど。でもなんか周りの職員の配慮もしてほしいなっていうのがお願いしたいです。

それともう1点ごめんなさい、個別でちょっと聞きたいのがあって、ページ数3ページで、すごく私疑問が一つあって、3ページの知事の宣言なのかな。議論に県のことで、①と②が何か私、おんなじ中身だと思うんです。その辺はちょっとごめんなさい。個人として尊重されること、②心の耳に傾けて、互いにいのちの輝きっていうのが、多分一番と二番が何か説明がよく分からないので、是非それを書いた、これは多分知事かなあと、黒岩知事が書いた熱さのメッセージかなと思うので是非その辺をちょっと。もし一緒なら、逆にこことここを何か一本化にしてもらおうと。なんかあんまり似たり寄ったりの文だったら、こんなに要らないのかなあと思っただけで是非教えてほしいなと思いました。以上です。

(蒲原委員長)

前段の中身はよく、これからしたいと思います。

後段の質問は、知事ですか。どうします。事務方でも、どちらでもいいですけど。

(事務局：臼井意思決定支援担当課長)

はい。事務局の臼井の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほどの参考資料1の3ページの障がい福祉関係施策の理念の、検討の方向性の中期的な取組みの、①と②のところ、ということだと思いますが、①個人として尊重されることと、②心の声に耳を傾け互いにいのち輝く支援の推進、が似ているのではないかとということのご指摘だと受けとめさせていただきました。①については、個人そのものをしっかり尊重して大事にしているということそのものなんですけども、②の方は意思決定支援とかいろいろな取組みがあります。宣言の方でも出させていただいていますけれども、まずは、ご本人がどのようなことを思ってるか、そこをとにかく聞き続けていく。その先にやはり、お互いにそのことによって、みんなの幸せに繋がるようなということで、似ているところは確かにあるかもしれませんが、やはり個人の尊重と、その思いを聞き続けていくこと、というのはそれぞれちょっと分けて書いたほうがいいのかというふうに、ちょっと事務局の方では考えた。このように思っております。以上になります。

(蒲原委員長)

一応事務局ではそのような形で案を作ったというご説明でございました。はい。それでは知事のご発言ってことなのでよろしくお願いします。

(黒岩知事)

はい、ありがとうございます。似ているっていうのは、全部似ているんですね。これ。①から⑦まで全部似ています。

一言で言えばいいじゃないかっていうと、一言で言うそうですね、当事者目線の障がい福祉を実現したい。そういったことですね。

当事者目線の障がい福祉を実現するためには、個人として尊重されることは大事だし、心の声に耳を傾けて、互いにいのち輝く支援、支援する側もされる側も互いにいのち輝く、といったことが大事だとか。その人が希望する暮らしを実現することも大事ですね。それぞれの状態に応じた個別のサポートですね、一人一人のことを考えて、個別のサポートをする。政策決定過程への当事者の参画というのもそうだし、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現、オール神奈川で地域共生社会を創造しよう。

同じことをいろいろな角度で言っているというふうにご理解いただければと思います。

(蒲原委員長)

はい、ありがとうございました。よろしいですかね。それでは、では野口委員よろしくお願いたします。

(野口委員)

はい。野口です。今まで相談支援のことで、お話があったことのほとんどと重複する話なんですけれども、先ほど佐藤さんが一般論としてっていうお話をされたので、その具体的に、自分の実感としてあることをちょっと申し上げようと思います。

うちの息子も相談支援を受けていまして、最初は私とその支援の人と、本人とでやっていたんですけど、最近はとても気が合う、本人もすごく信頼している人に、今巡り合っているのも、もう私を抜きにして、いろいろ、モニタリングも自分からいついつって指定してやっているような、富田さんと同じようなことをね、やっているんですけども、小さな地域で、また、利用してるグループホームであったり、通所事業所もみんな、本当に小規模のところで生活していますけれども、そうしますと相談支援の採算がとれないっていうのは前も申し上げましたけれど、佐藤さんのおっしゃるとおりなんですけれども、その相談支援を受ける、うちの場合はいい人に巡り合って、本人も本当に定期的にやるのを喜んでやっているという感じがありますけれども、そうじゃない人もまだ結構いらっしゃると思うんです。最初は本人にお願いできるような人の場合は本人であったり、あるいは家族であったり、最初にその相談支援の人とめぐり会うというのが、なかなか当初、その制度が始まって、入所なんかの方が契約の時に必要だからみたいのところから多分始まっているんだと思いますけれども、そういう自分たちが、本当に自分たちの権利として、そういうのを使うっていうことからスタートしてないような気がして、だからそれぞれが、私はいろいろ、親同士の情報がありますから、いろいろ情報は聞けますけれども、そうじゃない人が本当に多くって、自分たちがそれを使えるんだっていうことの認識が、やっぱりまだまだ進んでいないということを感じます。

それと、先ほど申しましたように、小さな地域で小さな事業所と関わっていると、相談事業所も本当に一人一人がやっていて、本当に孤立しているっていうのをすごく感じます。情報がわからない、自分たち一生懸命やろうとしているけれども、本当にどうやっていいんだかわからないっていうことで、先ほどから出ている連携というのが本当に必要だと思っていて、ちょっと私たちも今度、事業所さんたちが、懇談会みたいなものを、地元でまずスタートしてやるからという話を聞いて、それじゃ私たち親の立場の方も、一緒に勉強して情報交換をしたいなということで、ちょっと今までそこまで私もよくわからなかったんですけども、本当に今、現実の問題として本当に急いでやらなきゃいけないと思っているところ

です。

ですから皆さんのお話に本当に共感をいたしました。以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。それでは、小西委員。

林さん、ちょっと待ってくださいね。小西委員が先ほど手を挙げたので小西委員よろしくお願いします。そのあとで林委員よろしくお願いします。

(小西委員)

自分の思いを真剣に叶えようとしている人が、一緒に考えて悩んだり、しっかりと話し合っていて自分の暮らしを決めたいです。自分の思いは日々揺れています。仲間の思いも、日々揺れています。仲間たちの思いを知るためには、たくさんの選択肢をたくさんの経験が必要です。そのためには、社会参加をするために、仲間を丸ごと受入れることが必要です。

人権とか自由、生きることという話が議題に出ますが、職員が危ないとか、難しいとか問題があるとか、できない理由ばかり言って否定します。その環境では、自分の思いは実現しません。

こういう時が自分と職員と分かり合えない時間だと思います。分かり合えない時には、自分の人生がどうなってしまうのか不安です。この不安がなくなるまで話し合ってもらったがありません。

職員が答えを、一方的に出します。納得できない暮らしの中での苛立ちが、不安に膨らみました。何よりも独りぼっちになった気持ちです。

津久井やまゆり園事件の起きたときの仲間たちの暮らしは、知れば知るほど一つの不安を覚えました。それは納得ができない暮らしの中で暴言を吐いてしまい、混乱をしてしまったとき、問題等という理由で一方的に、入所、入院にさせられることです。入所の中では、身体拘束をされ、一生自由を奪われていく環境があることを知りました。

自分の気持ちを伝えて、分かり合えない結果、身体拘束になると大きな不安を持っています。自分や仲間たちは望む暮らしや、目指したことを、向かっていく努力ができることと思います。望む暮らしや、目指したいことを上手に言えないときもたくさんあります。自分や仲間たちは悩みもがきながら暮らしている時もあります。そんな時しっかりと話を聞いてくれず、一緒に悩みもがいてくれる存在が大切です。

仲間が一方的に暴れているのではなく、分かり合える時間があるということを理解してください。終わります。

(蒲原委員長)

まさに本人の思いを、きちっと受けとめて、それを聞いてほしいという話だったというふうに思います。これは何か最後の意思決定支援とも関係するような非常に大事な話だと思います。

林委員、先ほど手を挙げられていましたけれども、林委員よろしくお願いします。

(林委員)

林でよろしいでしょうか。

先ほどの野口委員の話に絡めてなんですけれども、私も相談支援の役割は大変重要と考えていて、特に切れ目のない支援というのが大切だと思います。

三浦しらとり園にも障がい児の子どもたちがいるんですけれども、特に障害児施設に入所している子どもは、18歳までは学校ですとか、児童相談所との関わりがあるんですけれども、高校を卒業した途端に、生活の場も、日中の活動の場もがらっと、こう変わってしまうんで

すね。

そうすると、そこでサポート体制というのが一気に変わってしまう可能性もあるということで、ご家族、あとご本人の不安っていうのは、とても大きいというようなご意見が、私もいただいています。ですので、そこが不安にならないように、児童相談所が関わっているうちから相談支援と一緒に関わるとか、そういうような切れ目のない支援が必要になってくるというふうに考えています。

あと先ほどの大川委員からもお話がありましたとおり、やはり入所施設から地域生活移行に移行するには、入所施設の職員も当然なんですけれども、やはり相談支援の力は大きいなというふうに感じております。

課題としては、相談支援や行政などが関わっていたんだけど入所した途端に、その方たちがさっと引いてしまうっていうところもありますので、やはりその入口のところで、その入所の目的とか、そういうところをきちんと整理をして、地域に戻るような支援体制というのを作っていく。それには相談支援の役割というのはとても大きいというふうに感じております。以上になります。

(蒲原委員長)

はい、ありがとうございます。

あと大塚さんが入られているので、後程。後程っていうか少し大塚さんの意見も聞きたいと思っています。何となく今聞いたら佐藤さんと、目があったりして。それで、全般的に、一般的な相談支援というのも当然、地域の中で大事ですけど、それとあわせて、施設入所者に対する相談支援というそういう切り口できちっと整理をしていく。そのときに、先ほど出たように外部の人がどう関わっていくとか、あるいはそもそも地域に、循環型を目指しているのであればですね、地域に帰るようなところをちゃんとイメージした相談支援体制。そんなあたりが何か大きな論点かなと思いながら聞いていましたけれども。では佐藤さん。

(佐藤委員)

まず県立施設だと思うんですね。今県立施設で入所系の場所が7ヶ所、8ヶ所くらいあるわけなんですけれども、その中で、1日10時間以上拘束されているとか、2時間拘束されているとか、居室施設を受けているという人が何人かいらっしゃるという状態の中で、それを計画相談の人が入っていて、それでいいんですというふうに言っているのかっていう話ですよ。そんな相談だったら、やらない方がいいというふうに私は思いますけれども。

およそ、今県立施設で行われている支援についての、外部かあるいは内部か知りませんが、その相談支援、計画相談というものがどういうふうに立てられているのかということ、まず見直すべきだと思います。見直したら、おかしな話がいっぱい出てくるはず、現に出ているんですけども、その現に出ている中で、計画相談の担当者って、何をやっているんだという話をまず洗い出すべきだと思うんです。

県立施設の中でそれがそういう状態だったとすると、県立以外のところで何が起きているのかっていうところに広がっていくわけなんですけども、まずは、今県立施設の中で起きていることを、その相談という観点から、もう一遍見直してみる。そういうことが必要だと思います。

(大川委員)

よろしいでしょうか。

(蒲原委員長)

よろしく申し上げます。

(大川委員)

はい。大川です。やはりサービス等利用計画が、身体拘束の情報提供があるにもかかわらず変えられず、支給決定が続いているっていうこと。そうするとですね、やはり入所している当事者は、もう救いがなくなってしまうんですね。相談員にも市町村のケースワーカーにも見放されているという形ですので、是非、こういったケースはですね、サービス等利用計画を書き換えた上で、市町村の方もしっかりとそのことについて、支給決定をどうするかを含めて考えてもらいたいなと思っています。以上です。

(蒲原委員長)

はい。それでは福岡委員、手がありましたので、よろしくお願いします。

(福岡委員)

もう、きっと休憩なんだろうと思いつつ、ちょっとだけしゃべっちゃいます。

相談の計画っていうのは平成 24 年から始まったようには見えますが、本当は相談するのは、ずっと昔からあるわけで、すべての支援者は相談というのは本来業務で、おそらく例えば、私、大川さんのてらん広場さんの法人の実践を聞いたときにも思ったんだけど、例えば一つの大きな法人だといろんな事業所を持っていますよね。

そしたらサビ管がみんな集まっていると思うんです。そのサビ管さんが、今うちの事業所利用されている A さんだけど、ちょっとみんな相談乗ってくんないとかってやるはずですよ。そしたら、そちらの事業所の方がなんか本人さん頑張れるじゃないって話になるはずですよ。じゃあ、同じ法人なんだけどそちらの事業所をちょっと体験してみるって、本人さんちょっと誘ってみるみたいになるはずですよ。そういったところから、一つの法人内の相談って始まっていくはずなんですよ。

あるいは、仮に一つの入所施設しかなかったとすれば、その小さな事業所のそういう人たちが集まってくるときに、今うちのところ使ってくださっている方はどうも何か、本意じゃないみたいなんだよなあってときに、そちらの方が向いていると思うんだけど、って言ったら、じゃ、ちょっとそこを体験してみるってところから、小さな事業所のサビ管同士のつながりが広がっていくんですよ。

おそらくてらん広場さんの法人も、意識しているかしないかに関わらず、そういうことをずっとやってきたはずなんですよ。例えば一つの入所しかないところだと、その自分の座っている座布団を自分で持ち上げられない苦しさっていうか、だから、入所が一個しかない事業所ほど本当はモニタリングってもっと回数を多くしなきゃいけないって、その時に、なんでモニタリングする必要ないかっていうとサービスが変わらないからなんですよ。だから、何か本人さんの心が動くような、こういうところを経験してみたいなとかこういうところに行ってみたいと思うような、何かそういう経験の中で本人がいいなと思ってくれなければモニタリングって必要なくなっちゃうんですよ。

だから、入所施設ほど、本人さんに見てもらったり、体験してもらったり、見学に行くっていう機会を作りながら、本人さんの表情や振る舞いからモニタリングしたがるっていうふうな仕組みに変えていかないと駄目なんですよ。そういう意味でいけば、本当は入所の方こそモニタリングふやさなきゃいけない。

そんなこと言いながら、制度的には入所は、制度当初は年に 1 回でいいみたいになっちゃっていて。途中から年 2 回みたいになってきましたけども、むしろ生活が全く変わらず、変化をつくり出してくることが、不本意ながらできていけない方たちに対してこそ、本当は、振り返るためのモニタリング、モニタリングするためには、何かを見てもらったり経験してもらわないと、心が動いてこないわけでしょ。何かそういうような、現場、現場の営みを始めてほしいと思うんですよ。

そういう知見っていうのは、てらん広場さんとかたくさん持っていると思うんです。そういうような法人間同士の連携が生まれていけば自然にそれは法人間自立支援協議会になっていくはずで、なんかそんなような行動に繋がってほしいなと思います。

ちょっと長くなりました。すいません。

(蒲原委員長)

はい。ありがとうございました。その意味でいうと、施設入所のところへの相談支援あるいは今モニタリングという話だったんですけども、もう少し入所者に対する、特別の対応みたいのが考えられると。それは、一つは制度的な面もありますけども、制度的な面とは別に、例えば神奈川県で何が考えるかといったことを是非、考えていくということではないかと思います。すいません大変恐縮ですけども、予定された、この部分の時間が大体これくらいなんですけれど、最後には大塚さんからちょっと1分ぐらいで少し最後、話を伺って前半の部分を締めたいと思います。よろしくお願ひします大塚さん。

(大塚委員)

はい。大塚です。遅れてすみません。相談支援のところですね、ちょっと見させていただいたらですね、何か、神奈川県の相談って、どこまでいっていいのかな。かなり遅れているなあ、と。周回、周回遅れ。どのぐらいか分かんないですけど。

福岡さんがいるのであれなんですけれども、もうちょっと凄かったんじゃないのかなと思うんですけども、すべてのいろいろな支援というものの、大元の一番大切な相談支援というものが、なかなか動いてこなかったというのは、一つの視点はセルフプランが多いですよ。半分ぐらいでしたから。もうこれでもう勝負あったですよ。だからもう機能してないですよ、はっきり言って。だから市町村もそれをチェックということも含めて本人自身の計画相談といっても、本人に合ったものとしての、わくわくどきどきするような、インパクトのある将来に向かってどうしようなんていう計画はほとんどないのではないかなと見ます。

それとともに、そういう状況の中においては、相談を通して地域移行というの、長野県のことも含めて、まさにそういう力であったわけですから、そういう働きもなかった。働かないですね、相談支援が働かないんだから、地域移行。地域移行するということでは本人の説得とともに家族の説得、あるいは地域のサービスのことも含めてきちんと用意しなきゃならないですね。そこまでの覚悟を持ってやるんだというところは、やっぱり、セルフプランのことも含めて相談支援自身がやっぱり停滞しているのではないかというふうに、私は思います。もし間違っていたらすいません。以上です。

(蒲原委員長)

はい、ありがとうございました。

今の話も含めてですね、是非これこれからあと、少し残された時間はそんなに多くないですけども、相談支援のところ、私のイメージでは、意思決定支援と相談支援とすごく核になるところだと思うんですよ。是非、入所者に対する相談支援も含めて、議論を深めていきたいというふうに思います。

とりあえず前半のところでございますけども、時間が参りましたので、ここで大変恐縮ですけども、10分間の休憩ということで入りたいと思います。時間の配分をよろしくお願ひします。

(事務局：道躰参事監)

それでは、皆様のそれぞれの時計で15分を目途にまたお集まりいただければと思います。お願ひいたします。

《休憩（10 分間）》

（事務局：道躰参事監）

それではそろそろお集まりいただくお時間になって参りました。ご準備の方、よろしいでしょうか。Zoomでご出席の委員の皆様、ご準備大丈夫でございましょうか。

はい、それでは委員長、すいません。後半またよろしく願いいたします。

（蒲原委員長）

はい。それでは議事を再開したいというふうに思います。ここからは、議事（3）先駆的な施策の積極的な取り入れについて議論したいと思います。

事務局から資料説明を聴取したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（事務局：臼井意思決定支援担当課長）

[資料3-1、3-2、参考資料1に基づき説明]

（蒲原委員長）

はい、ありがとうございました。それではただいまの説明事項、大きく二つありましたけども、これらについてのご質問、意見等ございましたらよろしく願いします。3時40分ぐらいを目途にやりたいと思いますので、それぞれよろしく願いします。それでは、富田委員よろしく願いします。

（富田委員）

はい。たびたび富田ですけど、障がい者ゆえの能力が発揮でき、いのち輝く豊かな暮らしを営むことができるってどういうことですか。

（事務局：臼井意思決定支援担当課長）

そうですねこれは、障がい者の方も、それは障がいがあるなしにかかわらず、持っていたそれぞれの能力、それをしっかり発揮していただいて、いのち輝く豊かな暮らしということで、本当に幸せな暮らしを実現することができるんじゃないかと。そういったことを記載しているというところになります。

（富田委員）

そうなんですか。ちょっとこれ違うと思うんですよ。

能力なんて書いてあるけれど、人それぞれ違うんですよ。大体、能力自体書くってのはちょっとおかしいんじゃないですか。それぞれ皆さん違うので、人それぞれ違いますので、できたら書かないほうがいいと思います。

こういう能力とかっていうのは、ちょっと皆さんそれぞれ違うので、はい。

（事務局：臼井意思決定支援担当課長）

はい、承知いたしました。ちょっとその辺は、言葉に気をつけたいと思います。

（蒲原委員長）

はい。それでは小西委員から、よろしく願いします。

(小西委員)

ピープルファーストの横浜の活動の中では、集まるときには、お花見やバーベキュー、交流会など楽しいイベントをしてきました。

イベントは大変ですが、やってよかったと達成感を感じられました。ただ、活動はいいことばかりじゃありません。話す内容が、虐待や差別のことばかりで落ち込んでしまったり、信頼する職員が突然辞めてしまい困ってしまったり話がうまく進みません。

思うようにわかりあえず、イライラしてしまったり、これまで失敗も多くあったし、何度も止めたいと考えました。でも辛く苦しいともがきながら、そばにいる職員と一緒に乗り越えてきました。一緒に乗り越える思いがあれば、きずなが深まりました。何も思えなければそこは何も生まれません。

当事者も支援者もお互い努力して、もがき続けることが大切です。苦しい時も、つらい経験をしながら自分は学んできました。

ピープルファーストに入ったばかりの頃は自分に自信が持てませんでした。こういったピープルファーストの活動の経験をとおして、自分に自信が持てるようになりました。

施設で暮らす仲間たちにも、そういう経験ができる機会があるといいです。

終わります。

(蒲原委員長)

いいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、奈良崎委員よろしくお願ひします。

(奈良崎委員)

すいません奈良崎です。

ロボットについてちょっと疑問があって、私は前の老人施設で、うちの施設長が大好きで、ロボットマニアっていうぐらい、いろんなロボットをリースで借りて、人間よりロボットの方が機能するっていう実験を支えた、私たちの、私現場職員とかやっていたときに、私よくロボットは、心は読めないが、使い方によってはやりやすいって言うんです。でも私たち知的障がいてあんまりロボットと接点がないので、この先知的障がいの現場で何を必要なのかなってよく考えて、こういう発信をしてほしいなっていうのが一点。

それでもう1点が、先ほど私はよく言うのはロボットが必要なところって多分、案内地図がほしいんです。例えば、今日、会議室がここですっていう看板に、ロボットがいたら癒されるかなあ、人間より良いと思うんです。その場面、場面でロボットの必要性を使うんですけど、最近私ちょっと海外の友達と面白い話をして、私たちに音声記録のロボットがあったらいいねって。例えば繰り返し、例えば佐藤さんが1回言ったやつを1回ロボットが音声でわかりやすく説明するロボットがあると、もっといいのかなって。そういう機能があると、多分、私たち知的障がいの会議は支援者がいらなくなる制度になるのかなあと思いました。以上です。

(蒲原委員長)

これはでも大事なことです。それぞれ障がいのいろんな特性に応じたこのロボットという意味が大事なことで今、確かに誰かが発言したことを、解説までできないにしても、誰かが発言したことを、最低限ボタン押したらこう、同じこと言うだけでも相当な意味があるような気がするというふうに今思いました。それぞれの状態に応じたやつをちゃんとやるということがすごく大事なかなというふうに今、聞きながら思いました。

それでは佐藤委員よろしくお願ひします。

(佐藤委員)

委員の佐藤でございます。

私の言いたいことを代わって答えてくれるっていう、言ってくれるロボットがいたら、大変いいなあというふうに思いますけれども、それも2人か3人ぐらいいたらいいかなって思います。

それはともかくとして、多様な価値観を入れるというのは大変結構なことだと思いますし、障がい者にもいろいろな能力があるんだよと。富田委員が非常に先ほど気にされていましたが、障がい者にもいろいろなことができるんだよということを引き出していくということは、これは必要なことだと思います。ただ、今の富田委員の意見のポイントにあるのは、何かこういうことを言い出すと、障がい者って能力がなきゃいけないんだよねみたいな話がどうも根底にあって、かつ、極めてこう立派な人たちでなきゃいけないみたいな、こういう想定がスススッと入ってくるんですね。障がい者だってふしだらな人はいっぱいいるし、酒ばかり飲んでる人もいるし、どうしようもない人もいっぱいいる。これは普通の人と同じなので、そんなに障がい者だから立派な人だというふうに思われると、障がい者の方も辛いということも、やっぱり多様な価値観ですから、根底に置いておかなきゃいけないのかなあというふうに思っている次第です。

富田委員のおっしゃっているのはそういう話なんだろうな、というふうに、今伺いをしておりました。

(蒲原委員長)

どうぞ、リモートの方からもそれぞれあるかと思いますが。それでは大塚委員から手が挙がってますので、大塚委員よろしくお願いします。どうぞ。

(大塚委員)

大塚です。文化芸術活動に関するところなんですけれども、障がいの文化芸術活動は始まったばかりで、法律も含めて、少しずつ整備されて、これからまさに多様性というか、いろいろな人たちの、能力という言葉良くないですよ、力を発揮してもらおうと。

それぞれが持っている力を発揮してもらおうというところで、注目されるべきところだと思っています。

文化芸術活動推進法というのできてですね、その中で国は基本計画を作ると。それから地方公共団体も計画を作るんですけども、これは努力義務ということで、任されています。大体、令和2年の10月で全国の都道府県の23.4%、四分の一近くが、各都道府県独自のこんなふうに文化芸術活動、障がいのある方の文化芸術活動をやっていきますという方針を立てています。それぞれちょっと特色があるんですけどね。

神奈川県はどのような状況かわかりませんが、文化芸術活動というものを進めていくためには、この計画というのを、充実したものを作っていく必要があるというふうに考えております。

その中においてもやはり肝となるのが、障がい者の芸術文化活動支援センターというものであります。神奈川県においてはNPO法人に委託されて事業をやっているようです。これについては多分、相談窓口の設置であるとか人材育成のための研修、それから展示会、講演会の開催、あるいはネットワークづくりと、まさに地域の文化芸術活動を推進していくための拠点となる場所だと思っていますので、ここに少しお金を出して、エキストラでもいいですから、文化芸術活動が全県に及ぶようにしていただけたらいいかなという提案です。以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。また、いろいろな取組みを是非、県当局でも考えてほしいと思います。リモートで参加されている方々で、どうですか。福岡さんから言いたそうな雰囲気伝わったので、福岡さん、感想も含めてどうぞ。

(福岡委員)

持続可能のその財源の話で、ちょっと思うところあったので、どうしようかなと思って悩んでいたのですが、ちょっとしゃべってみます。

私、たまに、いろんな自治体から、放課後等デイサービスが何でうちの地域でこんなに支給決定が増えちゃっているんでしょうか。毎年どんどん負担金が増えていって、一人ひとりの子どもさんに、意味があって支給されているならいいんだけど、と悩まれて相談を受けたりすることあるんです。

放課後等デイサービスが一つの何かメルクマール、一つの指標のように自分は思うことが多いので、それはやっぱり学校に上がった段階で、支援がなければ持ちこたえられないみたいな子どもさんっていうのかな。それは元に戻ると、保育園の段階から、誰かがついていなければ、持ちこたえられないというか、いつも誰かがついていなければっていうような支え方。それがある意味で「手厚い」というふうに、現場で思われているという。そういうところの中から、本当は乳幼児期からの支援のあり方として、「手厚い」というのが、人がいつも複数とか1人とかマンツーマンだというのが「手厚い」というようなのが、良い支援だというふうに、何となく、その意識的じゃないにしても、進めていく中で、「手厚い」「手厚い」「手厚い」が「人が必要」「人が必要」「誰かがいつもそばにいないと難しい」というような流れできているんじゃないでしょうかと言ったときに、その市の担当者が、保育園の現場とか加配保育士さんのこととかいろいろあって、なんかハッとしたような顔がありました。

この検討会でも手厚い支援って何だろうかという議論が1回あったときに、自分はちょっとスルーしちゃったんですけど、それは皆さんのおっしゃっている「手厚い」というのが、そのマンツーマンでなければならぬとか、いつも誰かがついてなければという、そういう「手厚さ」と、そういう支援の中で本人が頑張れる、人がついていなくてもここは頑張れる、やっていけるという力を、小さい頃から育てていくという、そういう方向から必要な方に必要な財源支給というのが出てくるんだろうなど、ちょっと思っていたんです。うまくまとめられずしゃべっちゃったんですけど。すいません。

(蒲原委員長)

私なりに、よく分かった感じがしました。要するに、人数の手厚いのと、本人の何か潜在的なできることというのを上手くこうサポートしていくというようなことおっしゃったのかなと思いました。

どうぞ、奈良崎委員、よろしくお願いします。

(奈良崎委員)

福岡さんの意味が少し分かったような感じがあって、私の例を出すと、私は小学校4年までは全然支援してもらっていないんです。それは何でって、自分が障がいがあると分かっていたので、そういう意味では、自分の力でこんなことができます、あんなことができますって、ある日、5年生から自分が多少、中学生になってから、多少支援という言葉が学んだんです。その時に人と人のつながりって、超面倒くさいなと思ったんです。というのは、周りの大人たちが自分たちの議論、自分が今までやっていたことが、周りの大人たちが「こんなこと危ないから、危険だからやっちゃ駄目よ」っていうふうに、ずっと止められていたことも一時あったので、そう考えると、自分の力があの時あったのに、何でそこで縮まされち

やったんだろうって、すごい今、後悔している自分があるんです。

その時に、自分がこんなことできる、あんなことできるよねっていうのを、そのまま子どもから大人にどんどんステップアップすれば、こんな支援が必要だよねって言えたのに、急に障がい者ですって分かった時点で、人生が変わっちゃった私は何だろうって、今すごく自分の中で格闘しています。

その時に、まずは自分で聞こうよって。私に聞いて、私はこんな人よ、私もこういう人ですって、それがちっちゃいときに分かっていたら、もっともっと違うんだろうなと思いました。以上です。

(蒲原委員長)

今の話を受けて、福岡さんから手が挙がっているので、福岡委員お願いします。

(福岡委員)

奈良崎さんの発言で、ちょっと元気になったのでしゃべってみます。言いたかったのは、私は今、ほとんど保育園や幼稚園の訪問が圧倒的に多いので、その目的は何かっていうと、発達特性とか発達障がいのあるという子どもさんたちが、年長の頃には加配保育士がいなくても、クラスの中で過ごしていける力を育てるとというのが一番の目的。その時に、本人さんたちは何もマンツードとか、いつも人がそばについていなければというのではなくて、周りを見ながら自分でどう動いたらいいかということやずっと学習し続けながら、苦手なところについて相談するという力をつけてもらえると、やっていけるんですよ。

結果として、保育園の段階で、年長になったら加配の保育士さんがフェイドアウトしても、しのいでいけるような、本当に必要なところだけ必要な支援を受けるといような形を作っていくことが大事で、それはつまり何かというと、「手厚い」という、同じことしゃべっちゃっているな。つまり、改めて、ここでもう1回「手厚い」ということについて、おそらく私、てらん広場の大川さんとか、例えば強度行動障がいの方に手厚いというのが、マンツードでひっきりなしについているということなのかについて、おそらく違った知見を持っているはずなんです。

環境とか、マンツードで誰かがいつも側についていなくても、しのげる力とか、むしろその時間で本人が心動くこととか頑張れるものを見つけるとか、それはワークシステム的な取り組みなのか分かりませんが、改めて、「手厚い」ということについて、財源、人というふうな一直線のつながり方ってことについて、1回やっぱり振り返ってほしいなと思うんです。

(蒲原委員長)

大変重要なことを今議論しようとしているような気がしています。大川さんが頷きながら聞いていました。大川さん、是非よろしくお願いします。

(大川委員)

そうですね。福岡委員がおっしゃるように、手厚いというのは、人の問題ではないと思っているんですね。よく拘束されているような施設に行くと、人手が足りなくて、拘束せざるを得ないような話が出るんですけども、てらん広場も、他の入所施設も人手の数は一緒なんですね。むしろ県立施設の方が手厚い配置になっています。

人手の問題とか予算の問題ではなくて、暮らし方の問題なんですね。その暮らし方というのは、当然いろんな要因があります。環境要因であったり個人の要因であるとか、そういった複合的な要素が組み合って、一人でできたりとか、意欲的になれたりとか、逆になれなかったりとか、そういうものがあるんですね。関係発達の問題も含めて、しっかりと捉えていかないと、ただただ構造化していくような、人手がないから構造化するんだ、みたいな話に

陥っていくような危機感を、常に強く持っているような状況です。

とにかく暮らし方の問題なんだと、人手の問題ではないというところだけ伝えたいなと思います。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。それでは、野口委員よろしくお願いします。

(野口委員)

福岡さんや奈良崎さんがおっしゃった子どもの時の経験ということで、私も今までも同じことを何度も言っていますが、ちょっとこの子は障がいがあるなっていうことを半分思いながら、まだ診断を受けていなかったんですけど、3年間、地域の幼稚園に入れました。それから小学校入って、1年から4年までは普通のクラスで過ごしましたがけれども、もう本当に良かったと思っているのは、みんなもう幼稚園のときからそうですけど、子どもは子どもの中で育っているんだって。子ども同士が育ててくれて、うちの子も障がいがあっても同じような中で、彼もいろんな体験をして、生活体験をして伸びていくんだというのはすごく実感としてあって、小学校に入るときに診断を受けたんですけども、この子はやっぱり周りの同じような生活の中で育っていく、少しずつ育っていくんだっていうのを、本当に私もそれでやっていこうと思って、ずっと何て言うのか、普通のクラスの中で一緒に育っていくことを進めました。それで、放課後等などというものは、その頃はありませんでしたけれども、先ほど、皆さんがおっしゃったことが本当に、福岡さんのおっしゃったことに、自分も経験したので、すごく共感をいたしました。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。若干時間も迫ってきておりますので、この辺りにできればと思っています。ただ今のお話は大事で、手厚いというのをもう1回考え直すということは大事な視点で、具体的ないろんなやり方を、またいろんな関係者の声を聞いてやらなければならないと思いますけども、それともう一つは、今、子どものところ少し焦点が当たったので、そういう子ども同士で育つような場をどう作っていくかということも大事な事かなというふうに思います。

それでは大変恐縮でございますけども、若干時間が押しておりますので、この部分はここまでにして、次のところに移りたいと思います。4の報告事項でございますけども、大事な報告事項です。事務局からまずご説明をお願いいたします。

(事務局：岡田特定課題担当課長)

[資料4に基づき説明]

(蒲原委員長)

ありがとうございました。それでは今の説明に対して時間を取りたいと思います。大変恐縮でございますけども、当初の予定が大分迫っておりますけれども、若干の延長体制、申し訳ありませんがお許しいただきまして、10分間ぐらい少し意見をもらっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず富田委員からよろしくお願いします。

(富田委員)

この意思決定支援のことについてなんですけど、心の声に耳を傾け、本人が望む暮らしと一緒に考える。これは、自分は実を言うと、前の施設の時からやっていました。自分では実

現していますけど、結構実現されてない方が多いですね。仲間に聞くと、両親と暮らしているとか言って、なかなか1人で出かけるのが難しいので、好きな物を買に行けないとかっていうのがあって。そういう言葉を聞くと僕はちょっと辛いです。すぐ僕に振ってくるし、ちょっと困っちゃうこともあります。

そして、継続してやっていくこと。双方向性の支援が利用者だけでなく、職員や周囲の人たちの喜びにつながるものですよね。実を言うと、この僕の今出てます、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の話なんですけど、これを施設の職員の方が応援してくるので、僕は今やりがいを感じています。自分が言えることも大事ですけど、言えない人にサポートするのも大事じゃないですかね。意思決定支援というのは。

実を言いますと、仲間のことなんですけど、今まで僕とあんまり話したことない人がいるんですね。ちょっと別の話なんですけど、すみません。金曜日に僕が早く帰ったときに、ずっと声をかけたんですよ彼に。「何とかさん、また何曜日来るね」と言ったら、その彼がうなずいてくれました。その時、僕が職員と話したんですよ。富田さんがずっと言っているからですよ、なんて言われて、やっぱり嬉しかったです。皆さんも、そういうことをどんどん、これからもやっていった方がいいと思います。以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。では、小西委員、お願いいたします。

(小西委員)

資料4の意思決定支援の考え方について、意思決定支援という言葉は、意思がない、決定ができないという考えから生まれた言葉と感じました。まず意思決定支援とは何かをみんなが理解することが大切です。個別支援も一緒です。前回の会議でも話しましたが、自分の思いは揺れています。この思いが揺れた時に話を聞いてもらいたいです。思いが上手に出せない仲間たちの声を真剣に引き出そうとしてくれる職員や、継続して関わってくれる職員が必要です。思決定支援という言葉が良いとか悪いとかでなく、人が人を思うということを真剣に考えたときに、意思決定支援という言葉が必要なくなるんだと思います。

それと、事務局に聞きますけど、中井やまゆり園はまだ鍵を閉めていますか。

(蒲原委員長)

事務局、簡潔にお願いします。

(事務局：吉田県立障害者施設指導担当課長)

時間を短くする努力をしていますけれども、まだ施錠されている方もいらっしゃいます。以上です。

(蒲原委員長)

野口委員、先ほどから手を挙げられているので、よろしくお願いします。

(野口委員)

私も気になるところは同じことですけども、この3番の「支援者に利用者目線の考え方が浸透し、その結果、身体拘束や居室施錠の減少等の支援の質が向上した」と言葉ではそういうふうに書いてありますけれども、本当にそういう意思決定支援ということで、拘束がなくなっているのかどうか、減っているという。やはりそれがなくなるという実践をやらなければ、何か言葉だけの、綺麗な言葉になってしまう。

それで、意思決定支援のチームを作ってやったりする中で、やはり本当にそういう強度行

動障がいと言われる方たちが、なぜそうなったのかという今までの経過、子どもの時からの、あるいは今まで大人になるまでの経過で、なぜそうってしまったのかということを考えて、その状況を把握するためのやり方というか、具体的な方策というものはやっていらっしゃるのか、ちょっと不安と言いますか、ちょっと分からないところがあります。

私はやっぱり、強度行動障がい、もう大人になってしまっているわけですから、子どもの時からのいろいろな経過、それをみんな、家族の方も含めて、今までの経過をやはりみんなでそれを遡って確認して、それでその中で一つひとつ、その本人がそれを克服していくというか、こだわりとかをなくしていくということをやっていかなければ、今の現状を見てやっていくというのは、なかなか最終的に解決にならないのではないかと思っているので、是非この文章の中にそういうところがなかったのか、どうなのでしょうかと思いました。

(事務局：高橋障害サービス課長)

障害サービス課長の高橋でございます。意思決定支援の結果というだけではないですけども、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園につきましては、現在身体拘束はなくなっているという状況でございます。以上でございます。

(蒲原委員長)

今の状態はそういうことですね。ただ、今野口さんがおっしゃったように、そこに至るまでのいろんなことは、やっぱりきちっと検証して行って、どういう形で意思決定支援をやっていくかということ、他に進めるときに、何が大事かということをよく考えるということだというふうに思いました。

それでは、佐藤委員、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

佐藤でございます。これまでの委員会の議論を取りまとめて要約をされた文章だというふうに理解をしております。かなりよくまとめられたなというふうに思っております。

ただ2点ほど補足をしたいのですが、一つ意思決定支援と言ったときには、先ほどの小西委員の意見とはちょっと逆なんですけれども、前提として、ご本人の意思があるという理解の上に立っている発想なんですね。おそらく事務局の方でもそういう理解で議論されているというふうに思っております。

ただ、ご本人に意思があるというときに、思ったときに、非常に微妙なのは、意思決定支援って日本語ではよく言われますけれども、外国にあまりない言葉でして、これは要するに、自己決定の支援なんですね。自己決定の支援と言ったときに、ご本人がお決めになるということは当然前提なんですけれども、他の人に関わりのない決定をご本人がおやりになるんだったら、それは自己決定というふうに言っても言わなくても、どうでもいいんです。勝手に決めればいいんです。

ご本人のことをご本人がお決めになるんですけども、そのことによって、周りの支援者が影響を受けるという、そういう状態のときに、ご本人の意思をどこまで尊重するかと、こういう問題になるんですね。だから、非常に微妙なんですけれども、周りの人間が関わりますので、一人っきりの決定ではないんです。自己決定というのは、必ず周りで影響を受ける人がいる。だから、その周りで影響を受ける人たちが、そのご本人の決定をどこまで尊重できるか。あるいはどこまでそれを支援するか。あるいはどこまで誘導するかという、そういう問題に常にこう関わってくる。そういうものが、意思決定支援の問題だと。なので、支援者のセンスというのは、ものすごく重要です。

それから、今強度行動障がいのお話が野口委員の方から出ましたけれども、強度行動障がいというのは、自己主張なんですね。非常におかしなことをされるけども、それはご本人の

意思だというふうに理解をするということが重要で、何でそういうことをやっているのかというのは、何か自己主張なんですよ。それが自己主張なんだということが理解できるかどうかは、もう支援者の力量の問題で、そこが果たして、いろんな施設の中で支援職員の中で、力量として持てるかどうかということがまさに神奈川県、これは神奈川県だけの問題ではないと思いますけど、全国的な問題だと思いますけれども、そういうことが今問われているということだと思います。

変な人だから、もうどうしようもないのでというふうに言っちゃったら、もう何の支援もできない。閉じ込めるしかないです。そんなことは支援にならない。ご本人の意思があって、ご本人が自分のことを自分で決めるのだけでも、自己主張もされているけれども、けどそれは変だよなって言ったときに、どういう支援をするのかと。それが今、意思決定支援という名のもとに問われている問題だと。ちょっと長くなりましたけど、要約して言いますと、そういうことです。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。大変恐縮ながら、若干時間が押してきているので、ご発言ができなかった方はまたペーパーなりでお願いしたいと思うのですが、あとお一方だけ。

では、奈良崎さん。その後は、大塚さんが確か厚労省で意思決定支援に関わられていたので、大塚さんに一言ちょっといただいて、今日のところは一旦終わりにしたいと思います。

(奈良崎委員)

奈良崎です。ちょっとお願いがあります。3ページで、事業所アンケートの結果について、県や他の施設入所の40件のアンケートを集めているみたいなんですけど、その中身と、どんな回答なのか、是非、表で出してもらおうと嬉しいなど。というのは、他のところが全然見えないので、これをただ結果だけ見せてもらってもよく分からないので、是非お願いしたいです。以上です。

(蒲原委員長)

是非、事務局よろしくお願ひしたいと思います。それでは大変恐縮ですが、大塚委員、一言ぐらい、よろしくお願ひします。

(大塚委員)

大塚です。神奈川県が意思決定支援ということで、やまゆりを中心にやってきたということは、大変素晴らしいことではないかと思ひます。ただ、いろいろな事柄があつて、一つは、意思決定支援ということで取り組まれましたけども、例えば、私は地域移行とセットだと思ひていますので、どれだけご本人の願ひが叶えられたかとか、あるいはどれだけ実現できたかという効果とセットかなと思ひています。そういう意味では、意思決定支援は、本人の望む生活などがどこまで実現したかということをしちんと評価していく必要があると思ひています。至らないなら至らないなりに、それは補いながら、次に続けていくということをやらないと発展しないのでと思ひています。

それからもう一つは、その意味ではもし、やまゆりというところの身体拘束がなくなつたと、地域移行は別にして、身体拘束がなくなつたということであれば、私は、これは出してもやまゆりのことについては、いいかなと思ひています。ただ、他の施設に残っている、これから意思決定支援も含めて始まるということであれば、何か他のところがまだ身体拘束をしていながら、本県の意思決定はこうですと、やまゆりに限ってならいいのかもしれないけど、何かそこはちょっと違ふかなと。まだ実現していないようなことについて、大々的に報告するなというようなことも心配するところです。

やっぱり成果、ここまでできたということをきちんと言いながら、謙虚にやっていくことが必要だと思っています。ただ、やまゆりで、もし身体拘束も含めて、あるいは次の地域生活に向けて、いろんな可能性が出てきて良い結果を生むということであれば、やっぱり意思決定支援は大切なものだから、これを全県に広げていくという方針をとっていただきたいと。是非、全県あげてやっていただきたいと思います。以上です。

(蒲原委員長)

時間も迫ってまいりました。今日、時間の関係でご発言できなかった方は、是非ペーパーでお出しただければ、委員と共有したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の予定の議事は一応ここで終わりました。最後、黒岩知事から一言、ご感想をいただければと思います。よろしく願いします。

(黒岩知事)

本日は長時間にわたりまして、非常に活発な深い議論をしていただきましてありがとうございます。本当に毎回毎回学ぶことばかりでありまして、今日も心に刺さることが幾つもありました。

この相談支援。神奈川の相談支援は遅れている、かなり遅れているぞという、厳しい指摘がありました。どこがどう遅れているのかといったことを、ちょっと、これからしっかりと見ていきたいというふうに思っています。

また、県立施設の中に入ると、そこで相談支援が何か途切れてしまうというふうなこともありましたので、これは要するに、どういうことなのかなといったことを、私なりにしっかりと、これも宿題として見つめていきたいと思っています。

そしてもう、その形、形じゃなくて、やれるところはどんどんやっていけばいいんだと。また、そういう状況になっていないならば直ちに改めて、直ちに、それを検討している最中から進めていくことが大事だなとつくづく思った次第でありました。

この意思決定支援といったことについては、本当にこの場で、この言葉自体を見直そうという、そういう問題提起がなされたことでありました。そのこと自体が、私にとっては非常に大きな発見でもありました。津久井やまゆり園事件が起きてから、どうやって再生していくのかという中で意思決定支援といったこと。これがあつたからこそ、皆さんの思いといったものに耳を傾けるということができてきたのかなといったことで、意思決定支援というものは非常に素晴らしいものであって、これをどんどん広めていくことが大事なことでとずっと思い込んできたのですが、この言葉自体、ちょっと変だよねという指摘をされて、よく見たら、確かに変な言葉だなと。意思決定支援という話の中で、それを、じゃあ変えるかという議論もありましたけど、やはりある程度定着したこともあるという流れの中で、これを誤解なく進めるために、どんな言葉がいいかといったことは、次の課題となったわけがあります。

しかし、こういう議論を、私もずっと毎回毎回おつき合いさせていただいて、この議論に参加させていただく中で、最近つくづく思っているのは、もともとは障がい福祉のあり方をどうするかという議論でありましたけども、何かそのレベルではない話なんじゃないのかなという感じをいたしました。

今日の小西さんの、私はこの言葉が一番胸に刺さったのですが、「人が人を思うということを真剣に考えたときに、意思決定支援という言葉が必要なくなるのだと思います」、これ非常に重い言葉だと思いましたね。

この意思決定支援って、言葉で考えれば、例えば、ちょっと考えてみたら、私自身が今知事として、この障がい福祉のあり方をどうするかという意思を決定しなければいけない立場にあるのですね。それを皆さんに支援してもらっている。どんな形で支援してもらっている

のかと言ったら、皆さんの様々な生の声を聞かせていただいて、そして現場に足を運んで、現場をこの目で見ているというのがあって、様々な体験、いろんな声を聞きながら、自分の意思を決定するというプロセスなのでしょうね。

こういうことというのは、例えば、「心の声に耳を傾ける」という、このキーワードが出てきましたけども、これ障がい福祉のあり方だけではないなとつくづく思いました。例えば、今、私は知事という立場で、私の目の前に職員たちが来ていろんなこと言いますが、でも、この人の本当の心の声に耳を貸さなきゃいけないんじゃないのかなということですね、こういう議論に参加しながら、すごく思ったところでありまして、もしかしたら、本当は、何をやっているんだと思いつつも、やっぱり知事にそんなこと言っちゃいけないからといって、自分の心の声を押さえて、いろんなこと言っているかもしれないですね。

そうするとやっぱり、「心の声に耳を傾ける」ということは、実はこの小西さんが言った、「人が人を思うということを真剣に考える」といったことと、実はつながっている話なのかなということをつくづく感じてですね。こういう障がい福祉のあり方を考える中で、やはり我々、人と人とどんなふうなつき合い方か、コミュニケーションをとって、そして、お互いが何かそのことによって楽しくなって、幸せな感じを得られるようになってくるかといったことを、この議論の中で学ばせていただいていると、そんな感じがしているところでありませう。本当に今日も素晴らしいご意見、ありがとうございました。

(蒲原委員長)

知事、本当にどうもありがとうございました。以上を持ちまして本日の議事は全て終了でございます。

次回以降ですけれども、これまでの議論を踏まえて、報告書のたたき台について検討する予定というふうになりますので、ぜひ事務局では十分な準備をしてほしいというふうに思います。

また皆さん、進行にご協力いただきまして本当にありがとうございました。また大坂さんにおかれましては、最後まで大変ありがとうございました。御礼を申し上げたいと思います。

(事務局：道躰参事監)

閉会のあいさつ